

## 契約書

### 第1条（役務提供事業者の名称等）

本契約の役務提供事業者（以下、「当塾」といいます。）の名称等は以下のとおりです。

名称	株式会社 NEXT EDUCATION
氏名	代表取締役 中野 正樹
住所	東京都渋谷区恵比寿西1-7-7 EBSビル4F
電話番号	03-6451-1072

### 第2条（契約締結の担当者の氏名）

本契約の契約締結担当者の氏名は面談記録用紙に記載のとおりです。

### 第3条（契約年月日）

本契約の締結年月日は面談記録用紙に記載のとおりです。

### 第4条（役務の内容であって経済産業省令で定める事項）

- ① 役務の種類  
学習塾
- ② 役務提供の形態、方法  
面談記録用紙に記載のとおりです。
- ③ 役務を提供する時間数、回数その他の数量の総計  
面談記録用紙に記載のとおりです。
- ④ 講師の資格に関する特約  
なし

### 第5条（役務の提供期間）

本契約の役務の提供期間は面談記録用紙に記載のとおりです。

### 第6条（役務の対価その他役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額、並びにその支払いの時期および方法）

面談記録用紙に記載のとおりです。

### 第7条（クーリングオフによる契約の解除に関する事項）

- ① 本契約書を受領した日から起算して14日を経過するまでの間は、貴殿は書面により本契約の解除を行うことができます。
- ② クーリングオフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使しなかった場合には、法48条1項書面を受領して14日を経過するまではクーリングオフできます。
- ③ ①または②の解除は、当該契約の解除に係る書面を発したときに、その効力を生じます。
- ④ ①または②の解除があった場合には、当塾は、当該契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求することができません。
- ⑤ ①または②の解除があった場合には、すでに本契約に基づき貴殿が受講されたときにおいても、当塾は、本契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができません。
- ⑥ ①または②の解除があった場合において、本契約に関連して金銭を受領しているときは、当塾は、速やかに、その全額を返還致します。

### 第8条（中途解約による契約の解除に関する事項）

- ① 貴殿が初回授業日から起算して14日を経過した後においては、貴殿は、将来に向かって本契約の解除を行うことができます。
- ② ①の契約の解除があった場合には、当塾は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で授業料相当額・損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとし、

### (7) 授業開始後の解約の場合

- ① 貴殿から解約申出があった月の末日をもって当塾を退会する場合：受講済みの授業の対価に相当する額及び1か月分の基本授業料
- ② 貴殿から解約申出があった月の翌月末日をもって当塾を退会する場合：受講済みの授業の対価に相当する額

### (i) 授業開始前の解約の場合

原則として請求は行わないものとする。

### 第9条（前受金についての保全措置）

前受金についての保全措置はありません。

### 第10条（反社会的勢力の排除）

貴殿及びその親族その他貴殿及びその親族が役員となっている法人または経営する法人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 暴力団員等に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 自己または第三者を利用して、当塾に対する脅迫的な言動もしくは暴力をも用いる行為又は偽計や威力を用いて当塾の業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為を行わないこと
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2 貴殿が、前項に反していたとき、または反する行為をしている事を知ったときは、当塾は、催告その他の手続きを要する事なく直ちに本契約を即時に解除することができるものとします。

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、貴殿は、当塾に対し、解除により生じた損害を賠償しなければなりません。

4 貴殿は、第2項の規定により本契約を解除されたことを理由として、当塾に対し損害賠償を請求することはできません。

### 第11条（損害賠償）

当塾は、貴殿に対し、貴殿の受講中に発生した事故による損害、他の受講生その他の第三者の行為に起因する損害、塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害、塾内において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。なお、受講生間における損害賠償等は、生徒及びその法定監督義務者が全て解決にあたるものとし、

### 第12条（紛争の解決）

本契約書に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約書に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとし、

2 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引法その他の法令によるものとし、

3 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。